

「日本アーカイブズ学会登録アーキビスト」申請要項

※ 本申請要項は登録アーキビストを新たに申請する方向けのものです。登録更新申請は「日本アーカイブズ学会登録アーキビスト」登録更新申請要項を参照してください。

1 申請と審査

認定審査を受けるためには、本人による申請が必要です。アーカイブズに関連する実績のある外部の資格委員および日本アーカイブズ学会役員等から構成される資格委員会がアーカイブズ学に関する履修要件、業績および専門的業務経験等について申請書類に基づき審査を行います。

2 「日本アーカイブズ学会登録アーキビスト」の名称

認定された場合、「日本アーカイブズ学会登録アーキビスト」の名称と登録番号が付与され、登録証が交付されます。また、「登録アーキビスト名簿」に登録され、学会ウェブサイト等において公開されます。登録証の有効期間は5年ですが、その間は「日本アーカイブズ学会登録アーキビスト」を名乗ることができます。

3 認定要件

認定されるには、申請時に日本アーカイブズ学会正会員であり、かつ「日本アーカイブズ学会登録アーキビストに関する規程」第6条に定める資格要件のいずれかに該当しなければなりません。

4 申請書類、送付先

規程第6条1号から4号該当者それぞれ提出書類が異なります（必要な書類は附表を参照してください）。本学会 Web サイト内にある「登録アーキビスト（新規）申請書」の内、該当する書類をダウンロードして記入してください。

申請書類の作成にあたっては、規程およびQ&Aを確認して、提出する書類を整えてください。

書類は折りたたまずに一括して封筒に入れ、下記まで簡易書留にて郵送してください。なお、提出された書類は返却いたしません。

<送付先および問い合わせ先>

〒105-0004 東京都港区新橋 1-5-5 国際善隣会館 5階

日本アーカイブズ学会事務局 登録アーキビスト資格委員会

E-mail: toroku_archivist★jsas.info（★をアットマークにしてください）

学会 Web ページ: <http://www.jsas.info/>

5 費用

審査料 8,000 円と、登録料 2,000 円が必要です。申請時に審査料を振り込み、適格との審査を受けた後、登録料を期日までに納付してください。なお、審査料・登録料の振込先は以下の口座です。

※ 審査料・登録料の振込先は学会費の振込先口座とは異なります。

<振込先>

三井住友銀行 新橋支店（店番号 216） 普通 2188770

口座名義 日本アーカイブズ学会

6 申請受付期間

10 月 1 日から 10 月 31 日（当日消印有効）までの 1 か月間です。簡易書留による郵送のみの受け付けとします。

7 申請後のスケジュール

11 月から翌年 2 月に資格委員会による審査を行い、3 月上旬に審査結果を通知します。その後、登録料の納付を確認した後、登録証を郵送し、本学会 WEB サイトで公表します。また、2025 年春の本学会総会で登録事業の報告を行い、会誌『アーカイブズ学研究』において登録アーキビスト名を公示します。

以上

※ 本申請要項は 2024 年 9 月 1 日時点のものです